

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(一部改正))

第十六条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

(外国税額の控除)

第十四条 省略

3 前二項の規定は、復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に控除対象外国所得税等の額(所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額又は同法第一百六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額をいう。以下この項において同じ。)、前二項の規定による控除を受けるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国所得税等の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国所得税等の額として記載された金額を限度とする。

(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)

第三十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

(外国税額の控除)

第十四条 同上

3 前二項の規定は、復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)

第三十三条 同上

所得税法			第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上			第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

置法 租税 特別措															
省略	省略	省略	省略	省略			省略	省略			省略	省略			
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上															
同上	同上	同上	同上	同上			同上	同上			同上	同上			
同上															
同上															
同上															

第六十六条 に第七項 に第六項並び び第四号、 第六項及び 第三号及 三の四第五 第四十条の 一及び法人税	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
一、復興特別所得稅の 得稅	所得稅及び復興特別所	省略										

第六十六条 に第七項 に第六項並び び第四号、 第六項及び 第三号及 三の四第五 第四十条の 一及び法人税	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
所得稅	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
得稅	所得稅及び復興特別所	同上										

号) 第百七十五年法律(昭和二十二年法律)に関する法徵收猶予等											災害被災者	税の減免、租税	災害被災者	の七第四項							
省略				省略	省略			省略		省略	省略	省略	省略	四項	十三の三第	十八条の九	九十一第一項及び第六	六十八条の	第四項、第	条の九の三	第六十六
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略								
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	。	額(附帶税の額を除く)	及び法人税					

同上											同上							
同上											同上							
同上																		
同上																		

(昭和三十一年法律第七百四十四号) 関する法律
主義による相互間の所得等の非課税等に對する
外國居住者等の所得に對する相互通

省略															
省略															
省略															

同上

同上															
同上															
同上															

第十四法律(昭和四十六年法律)に関する法の実施に伴う租税条約等及び法人税法の特例等														
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上														
同上														
同上														
同上														

省略																
省略																
省略																

同上																
同上																
同上																

昭和二年法律第十三号(相続税法)	内国税の適正な課税の確保を図るための国外に係る送金等の調書の提出等に関する法律(平成十九年法律第百十号)												
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上	同上												
同上	同上	同上		同上		同上							
同上													
同上													

省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略

258 省略

9 第一項に定めるもののほか、租税条約等実施特例法の規定の適用がある場合におけるこの章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一次に掲げる配当等（租税条約等実施特例法第三条の二第一項に規定する配当等をいう。以下この項において同じ。）のうち、限度税率（租税条約等実施特例法第二条第五号に規定する限度税率をいう。以下この号において同じ。）を定める租税条約（租税条約等実施特例法第二条第一号に規定する租税条約をいう。以下この号において同じ。）の規定があるものであつて当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率（本に掲げる配当等につきそれぞれ適用される限度税率が租税条約等実施特例法第三条の二第九項に規定する住民税をも含めて規定されている場合には、同項に規定する控除後限度税率とする。第三号において「適用限度税率」という。）が租税条約等実施特例法第三条の二第一項、第三項、第五項、第七項若しくは第九項に規定する所得税法及び租税特別措置法の規定に規定する税率以下であるもの（以下この項において「限度税率適用配当等」という。）又は所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるもの（以下この項において「免除適用配当等」という。）については、第九条及び第二十六条から第二十八条までの規定（ニに掲げる配当等に係るもの及び居住者が支払を受ける本に掲げる配当等に係るものについては、同条の規定）は、適用しない。

イヽホ 省略

同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

258 同上

9 同上

一次に掲げる配当等（租税条約等実施特例法第三条の二第一項に規定する配当等をいう。以下この項において同じ。）のうち、限度税率（租税条約等実施特例法第二条第五号に規定する限度税率をいう。以下この号において同じ。）を定める租税条約（租税条約等実施特例法第二条第一号に規定する租税条約をいう。以下この号において同じ。）の規定があるものであつて当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率（本に掲げる配当等につきそれぞれ適用される限度税率が租税条約等実施特例法第三条の二第九項に規定する住民税をも含めて規定されている場合には、同項に規定する控除後限度税率とする。第三号において「適用限度税率」という。）が租税条約等実施特例法第三条の二第一項、第三項、第五項、第七項若しくは第九項に規定する所得税法及び租税特別措置法の規定に規定する税率以下であるもの（以下この項において「限度税率適用配当等」という。）又は所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるもの（以下この項において「免除適用配当等」という。）については、第九条及び第二十六条から第二十八条までの規定（ニに掲げる配当等に係るもの及び居住者が支払を受ける本に掲げる配当等に係るものについては、同条の規定）は、適用しない。

イヽホ 同上

10
13
二·三省略

10
13
二·三同上